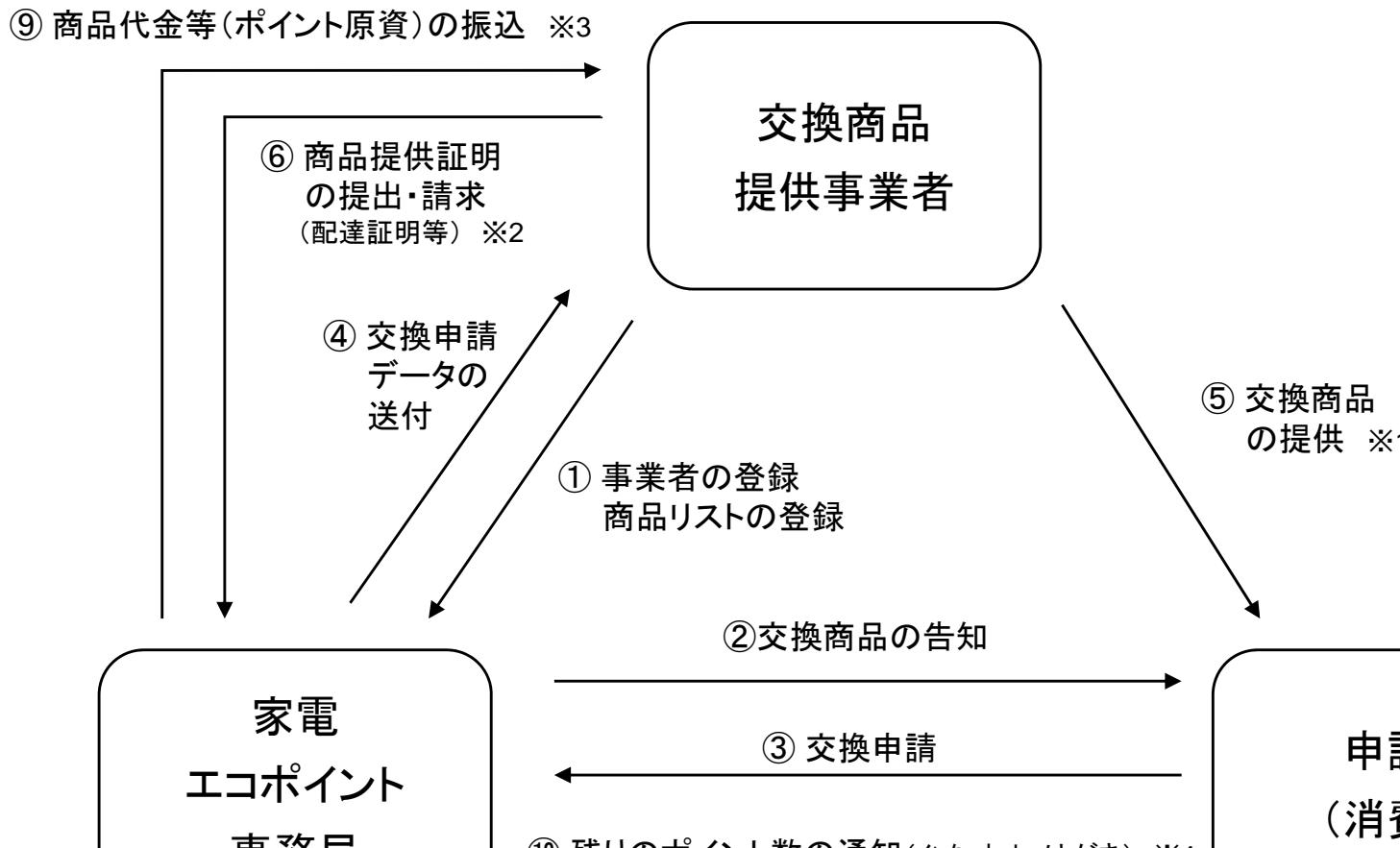


家電エコポイント事業における商品交換と業務フロー



- ※1) 交換商品を窓口で引渡す場合、引渡しが可能になった時点で、はがき・メール等で申請者への通知をお願いします。
- ※2) 運用上は発送番号や引き換え券番号をもって証明書類とする等、受け渡し方法によって提出いただく証明書類を決定いたしますが、政府及び基金から商品交換に関する情報開示請求があった場合には、消費者の受け取りを証明する書類を提出していただきます。
- ※3) 家電エコポイント1点=1円換算で振込みを実施します。
- ※4) インターネット申請でない場合、残りポイントがゼロの場合は、残りポイントの通知はいたしません。